## 令和5年第9回宝塚市教育委員会の会議(定例会)会議録

- 1 開催日 令和5年5月26日(金)
- 2 場 所 宝塚市役所第二庁舎 会議室B
- 3 開会時間 午後2時00分
- 4 閉会時間 午後2時40分
- 5 出席した委員の氏名 五十嵐 孝教育長、篠部 信一郎委員、木野 達夫委員、松浦 一枝委員及び 石井 克馬委員
- 6 除斥した委員の氏名
- 7 委員及び傍聴人を除く、議場に出席した者

管理部長	髙田	輝夫	学校教育課長	平野	聖幸
学校教育部長	坂本	三好	教育研究課長	山口	直人
社会教育部長	番庄	伸雄	教育企画課係長	板垣	慎一郎
教育管理室長	福井	健介	学校教育課係長	小椋	文也
			学校教育課係長	大善	雄
			教育研究課係長	岡坂	隆志

## 8 会議の書記

教育企画課事務職員 中瀬 陽子

# 9 議題

- 議案第14号 令和6年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択の基本方針及び令和6年度 使用宝塚市小学校用教科書の採択方針並びに令和6年度使用学校教育法附則 第9条第1項に規定する教科用図書の採択方針の決定について
- 議案第15号 宝塚市いじめ防止等に関する条例第12条第2項第2号の規定に基づく諮問 について

------ 開会 午後 2時00分 <del>-</del>

五十嵐教育長

令和5年第9回宝塚市教育委員会の会議(定例会)を開催いたします。 傍聴希望の方はいらっしゃいますか。

福井室長

いらっしゃいますので入室いただきます。

## 【傍聴者入室】

五十嵐教育長

それでは傍聴される方に、注意事項を申し上げます。

教育委員会の会議を傍聴される方は、宝塚市教育委員会傍聴人規則の規 定により 、次の行為が禁じられています。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等をすること。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食をすること。
- (5) 許可を受けないで撮影、録音等をすること。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動をすること。

以上の規定を守らない場合には、私から注意を促し、改めない場合は 退場を命ずることがあります。

退場を命ぜられた傍聴人は、速やかに退場しなければなりません。

また、会議の進行の妨げになりますので、審議途中での会議室への入室、 退室はできません。入室及び退室は、係員の指示に従ってください。

よろしくお願いいたします。

本日の署名委員は石井委員でございます。よろしくお願いします。

本日の付議案件は、議決事項1件、議決事項以外の案件1件です。それでは、進行について事務局からお願いします。

福井室長

本日の付議案件は、議案第14号 令和6年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択の基本方針及び令和6年度使用宝塚市公立学校用教科書の採択方針並びに令和6年度使用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択方針の決定について、報告事項 令和6年度教科用図書採択に関する諮問について(答申)です。

また、本日追加の案件として、議決事項が1件ございます。

議案第15号 宝塚市いじめ防止等に関する条例第12条第2項第2号 の規定に基づく諮問について、となります。

議案第14号及びこれに関連する答申の報告については、一括での審議 をお願いいたします。

なお、資料に記載されている宝塚市公立学校教科用図書選定委員会会長 名に関しては本年8月まで非公開のため、審議の際は取扱いにご注意ください。また、議案第15号については、個人に関する情報が含まれるため、非 公開での審議とさせていただきます。審議の順番としましては、議案第 14号及び報告事項、議案第15号の順でお願いします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

五十嵐教育長

それでは議案14号 令和6年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択の 基本方針及び令和6年度使用宝塚市小学校用教科書の採択方針並びに令和 6年度使用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択方針の 決定について、報告事項 令和6年度教科用図書採択に関する諮問について (答申)、担当課より一括して説明をお願いいたします。

山口課長

報告事項 令和6年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択に関する諮問について(答申)及び議案第14号 令和6年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択の基本方針及び令和6年度使用宝塚市小学校用教科書の採択方針並びに令和6年度使用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択方針の決定について、一括して内容及び提案理由を御説明申し上げます。

本件は、令和6年度に使用する教科用図書について、採択の基本方針等を 定めるものです。採択の基本方針等につきましては、令和5年4月26日に 開催された教育委員会の会議(定例会)で議決いただいた案を以て、宝塚市 公立学校教科用図書選定委員会に諮問いたしました。これについて、5月 2日に開催いたしました第1回宝塚市公立学校教科用図書選定委員会におい て慎重に審議いただいた上で、5月15日に教育委員会に答申をいただきま した。この答申を尊重し、令和6年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択 の基本方針等を別紙1から3のとおり決定しようとするものです。 5月2日の選定委員会にて議論されました内容について、委員からの主な 御意見と併せて御報告いたします。

まず事務局から、本年度の教科書採択について宝塚市公立学校教科用図書 選定委員会規則及び文部科学省通知に則り、「公正確保」「教科書会社によ る過当な宣伝の禁止」「採択権者の権限と責任」「情報の公開」「教科書展 示会」等に留意しながら進めることを説明いたしました。

その後の協議では、公立小学校用教科書の採択方針における「第2次宝塚市教育振興基本計画」の中にある『子どもの「生きる力」を育む』において掲げる6つの基本方針」が話題となりました。6つの中の「(1)子ども一人ひとりが大切にされ、共に育つ教育を進めます」は、まず1番に人権について述べていること、「(5)未来を切り拓く子どもを育てます」は宝塚独自のものであり、これらの観点を大事にして教科書採択を進めていくことが重要であることなどを確認しました。また、教科書展示会に足を運び、新しい小学校用教科書がどのようなものであるかを、選定委員全員が自分の目で見て確かめることが必要であるといった御意見もいただきました。さらに、新しく採択される教科書の調査研究は、新しい学習指導要領の内容に沿ったものであるかどうかだけでなく、宝塚の子どもたちにとって最も良いものとなることを念頭に進めていくことを、選定委員全員で確認することができました。協議を経て、採択の基本方針及び小学校用教科書の採択方針に係る答申を原案通りに決定いたしました。

続いて、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択方針に関しては、教育委員会事務局の特別支援担当より、市内の特別支援学校・学級に在籍している児童生徒の人数や実態に加えて、宝塚市立学校に在籍する全ての児童生徒に対する割合が、昨年度は4.6%であったのが、本年度は5%に増えていること等の説明が行われました。委員からは、特別支援学校で一般図書を使って表現する力を伸ばす取組や、一人ひとり障碍(がい)は違うので、その子の教育的ニーズを把握し、最も適した教育を行っていくことの大切さと、そのためには多様な教科用図書が必要となることなどの御意見をいただきました。また、保護者の委員からは、一般図書の使用例に対す

る興味があることや、障碍(がい)のある子どもに対する教育支援の在り方 に期待するなどの御意見等をいただきました。

協議を経て、令和6年度使用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科 用図書の採択方針に係る答申を原案通りに決定いたしました。説明は以上で ございます。

五十嵐教育長

ありがとうございました。この件につきまして何かご質問等ございますか。 答申を尊重して、答申どおりの決定をするということですね。特に変更は ないですか。

山口課長

木野委員

はい。変更はありません。

が付いているんですよね。

五十嵐教育長

5月15日にこの答申をいただきまして、非常にタイトなスケジュールでしたが委員の皆様、慎重な審議をしていただきました。本市の教育方針と合わせながら大事にする部分等の確認をしていただいて、スムーズに選定が進んだということを聞いております。会長の方からは皆さん真摯に協議していただき、採択につきましては提案方針どおりいたしておりますと伺っております。

この件について、他にご意見等はございませんか。

石井委員

先日6月16日から7月1日で教科書展示会があると聞いていたのですが、 これは全員の方がこの期間で見に行かれるのですか。

山口課長

全員の方が実際に行けるかどうかはわかりませんが、出来る限り多くの 方に見ていただきたいというご意見が会長の方からございました。

石井委員

選定委員の方も来庁者アンケートに答えたりするのですか。

山口課長

石井委員

来庁者アンケート自体は任意ですので、選定委員でも記入いただけます。 分かりました。不登校の子に対して自宅でもテストを受けてそれを成績 に反映させるということですが、その辺りは教科書と連動できるのでしょ うか。息子がやっているのを見ていると、小学校だと教科書ごとにテスト

恐らく普段の学習の中でテストという形で出しているのか、教科書会社 が出しているものというよりは副教材を出しているような会社が各単元に 合わせてテストを作成して、それを学校に納入していると思います。

山口課長

石井委員

教科書を決めるときに付属のテストまで決めなくていい、ということで すか。

山口課長

そうですね。テストを導入する科というのは学校ごとに教材選定委員会 によって決定していることかと思います。

石井委員

そこは学校ごとになるということですね。

山口課長

そうです。

五十嵐教育長

他にご意見ございますか。

それでは報告事項については以上とし、議案14号 令和6年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択の基本方針及び令和6年度使用宝塚市小学校用教科書の採択方針並びに令和6年度使用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択方針の決定については、原案通り可決でよろしいでしょうか。

委 員

(承認)

五十嵐教育長

ありがとうございます。

続きまして、先ほど事務局からありましたように次の議題は非公開といた します。

議案第15号 宝塚市いじめ防止等に関する条例第12条第2項第2号 の規定に基づく諮問について、担当課より説明をお願いいたします。

#### 【非公開での案件の審議あり】

五十嵐教育長

それでは、議案第15号 宝塚市いじめ防止等に関する条例第12条第 2項第2号の規定に基づく諮問については、原案通り可決でよろしいでしょうか。

委員

(承認)

五十嵐教育長

ありがとうございます。

本日の予定の案件は以上ですが、他にご報告いただくことはございますか。

福井室長

ございません。

五十嵐教育長

それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。